

令和4年2月1日

(宛先) 上越市長

直江津区地域協議会
会長 中澤 武志

市民いこいの家の温浴機能の廃止及びその後の利活用について (答申)

令和4年1月11日付け上福第748号で諮問のあった、諮問第56号：市民いこいの家の温浴機能の廃止及びその後の利活用について、下記のとおり答申します。

記

当該施設の温浴機能の廃止について、支障ありと判断します。

(理由)

- 当該施設における温浴機能の廃止及びその後の利活用については、公の施設の適正配置計画を進める中で、民間事業者の整備状況や次世代への負担軽減などの趣旨から諮問された市の方針に理解を示す委員もいたものの、当地域協議会で「地域住民の生活への支障」の有無について採決した結果、同数となり、最終的に会長の決するところにより「地域住民の生活に支障あり」としました。

「地域住民の生活に支障あり」とした理由としては、利便性の面に関して「近くで利用しているので、民間だとバスで行く必要がある」「民間の利用料は高いので、公の施設であるいこいの家の温浴機能を残してほしい」のほか、地域住民への周知の面からは「回覧による周知が2町内会だけである。十分な説明とは言えない」とするものです。